

感染症防止委員会指針

医療法人佳美会 むらたクリニックデイケアセンター
訪問リハビリテーション

1 感染症予防に関する基本方針

- (1) 当施設は、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で利用する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。
- (2) 感染者を完全に防ぐことは大変難しいことではあるが、当施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。
- (3) このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

2 注意すべき主な感染症

高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起り、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等がある。
- (2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症
高齢者介護施設では、集団感染の可能性がある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（M R S A 感染症）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症等がある。
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等がある。

3 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生した場合、当施設は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 行政への報告
- (5) 医療機関等との連携

4 感染症予防委員会の設置

- (1) 事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ利用者及び家族等に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染症予防委員会を設置する。
- (2) 委員会は、委員長、副委員長を選出し遂行する。
- (3) 委員会は、おおむね3か月に1回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会の役割は、次のとおりとする。
 - ① 施設内感染対策の立案
 - ② マニュアル等の整備及び更新
 - ③ 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ④ 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
 - ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施

5 職員研修に関する基本方針

当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修（動画研修）
感染対策に関する定期的な研修を毎年度1回以上開催する。
- (3) 訓練（シミュレーション）
施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を毎年度1回以上実施する。
- (4) 周知
委員会、研修、訓練に参加できない職員に対し、議事録で確認を行い周知を行う。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、利用者及び家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族等が閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年6月1日から施行する。